



NEWS LETTER

事務所通信

遠藤社会保険労務士事務所

社会保険労務士 遠藤 英子

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2-5 endokaikei BLD.

TEL 215-7151 (社労士事務所専用) Fax 215-7133 (会計事務所と共有)



トピックス 平成29年1月からの制度変更

平成29年1月から、次のような制度変更が行われます。



雇用保険法の改正



65歳以上の従業員については、これまで、65歳前から継続して65歳以後においても雇用している者に限り、雇用保険が適用されることになっていました。

平成29年1月からは、65歳前から雇用していたか、65歳以後に雇用したかを問わず、雇用保険が適用されることとなります。(65歳以上の被保険者の名称は、高年齢継続被保険者から「高年齢被保険者」に変更)

これまで適用除外として取り扱っていた65歳以上の従業員が、週20時間以上働くなどの要件を満たす場合には、高年齢被保険者に該当することになるため、ハローワークへの届出が必要となります。

育児・介護休業法の改正

平成29年1月から、次のような育児・介護に係る制度の見直しが実施されます。

(1) 多様な家族形態・雇用形態に対応

➔ 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、 子の看護休暇の付与単位の柔軟化(半日単位での取得を認める)など。

(2) 介護離職の防止

➔ 介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、 介護休業の分割取得の見直し(同一の対象家族について、延べ93日の範囲内で3回まで取得可能とする)、 所定外労働の免除制度の創設、 介護休暇の付与単位の柔軟化など。

(3) その他

➔ 妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。



この改正に伴い、企業における就業規則(別途定めた育児・介護休業規程などを含む)の改定も必要となります。

社会保険におけるマイナンバーの取扱い



平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、一定の書類にマイナンバー(個人番号)の記載欄が設けられます。

⑧ 事業主の皆様が行う届出においては、「被保険者資格取得届」、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」に、従業員の個人番号を記載する欄が追加されますが、当分の間、その記載を不要とする経過措置が適用されます(ただし、健康保険組合に提出するものについては、その記載が必要です)。

企業から全国健康保険協会、日本年金機構(年金事務所)に提出する上記の書類については、当分の間、改正前の様式を使用する(個人番号の記入は不要)こととされています。マイナンバーに関する情報についても、引き続きお伝えしていきます。



与党、税制改正大綱を決定

平成 28 年 12 月、自民・公明両党は「2017 年度税制改正大綱」を決定しました。

最も話題を集めたのは、所得税の配偶者控除の見直しです。その他、企業の競争力強化を意識した減税措置も盛り込まれています。配偶者控除の見直しについて、概要を見ておきましょう。

所得税の配偶者控除の見直しの概要

控除額 38 万円の対象となる配偶者の年収の要件を「103 万円（所得ベースで 38 万円）以下」から「150 万円（所得ベースで 85 万円）以下」に引き上げる一方、主な稼ぎ手の年収に応じて控除額を段階的に縮小し、1,220 万円（所得ベースで 1,000 万円）を超える場合には、配偶者控除を行わない仕組みを導入する。これに併せて、配偶者特別控除についても必要な見直しを行う（平成 30 年分以後の所得税について適用）。



【参考】配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのイメージ（所得ベース）

		〔現 行〕		〔見直し後〕				
		世帯主の所得		税制改正大綱に示された新制度				
		1000 万円以下	1000 万円超え	900 万円以下	950 万円以下	1000 万円以下	1000 万円超え	
配偶者の所得	38 万円以下	38 万円		38 万円	26 万円	13 万円	0	
	40 万円未満	38 万円	0	36 万円	24 万円	12 万円	0	
	45 万円未満	36 万円	0	31 万円	21 万円	11 万円	0	
	50 万円未満	31 万円	0	26 万円	18 万円	9 万円	0	
	55 万円未満	26 万円	0	21 万円	14 万円	7 万円	0	
	60 万円未満	21 万円	0	16 万円	11 万円	6 万円	0	
	65 万円未満	16 万円	0	11 万円	8 万円	4 万円	0	
	70 万円未満	11 万円	0	6 万円	4 万円	2 万円	0	
	75 万円未満	6 万円	0	3 万円	2 万円	1 万円	0	
	76 万円未満	3 万円	0	0	0	0	0	
	76 万円以上	0	0	0	0	0	0	

赤枠内が控除額

赤枠内が控除額

大綱には、このことについて、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではないとした上で、「今回の改正を踏まえた上、企業の配偶者手当制度等の見直しを強く要請する」と書かれています。配偶者手当制度等を設けている企業では、本格的な検討が必要となりそうです。

今後、政府は、この大綱に従って税制改正法案を作成し、国会に提出することになります。動向に注目です。

事務所
より
おしらせ

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。
おかげさまで事務所を開業してから今年で 11 年目に入りました。

今後も、皆様に貢献できるよう、スタッフ一同、努力して参りますので本年も変わらぬ
ご愛顧の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

社会保険労務士 遠藤 英子